平成２２年（フ）第２６３号
茨城県猿島郡境町大字上小橋55番地１　旭化成社宅２号棟―302、前住所北海道苫小牧市明徳町１丁目26番11号
債務者　福田　佳男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第４６２号
山梨県南アルプス市小笠原2587番地１
債務者　佐野　長男
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６４号
山梨県中央市東花輪1476番地13
債務者　穴水　保彦
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第４６５号
山梨県中央市東花輪1476番地13
債務者　穴水まさみ
1　決定年月日時　平成22年10月20日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２２年（フ）第７７号
山梨県富士吉田市上吉田1132番地の１　県営新屋団地２―205
債務者　藤川登美子
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時10分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第８１号
山梨県南都留郡富士河口湖町船津3859番地エスポワール土蔵106号
債務者　堀内　　哲
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時20分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
甲府地方裁判所都留支部破産係

平成２２年（フ）第１２４号
長野県諏訪郡下諏訪町立町3286、住民票上の住所長野県岡谷市長地出早３丁目４番35号
債務者　小池　　智
1　決定年月日時　平成22年10月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
長野地方裁判所諏訪支部

平成２２年（フ）第１５８号
大津市苗鹿３丁目６番２号　吉田ハイツ302号、前住所奈良市古市町2343番地タモサーチＣ―201号
債務者　梶原　康雄
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３８８号
滋賀県湖南市菩提寺330番地150　藤ビル３―２
債務者　永友　一志
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第３９６号
滋賀県高島市安曇川町田中780番地20
債務者　荒川　文江
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４２６号
滋賀県高島市新旭町新庄473番地７　コート ク新庄第三ハイツ３号、前住所滋賀県高島市安曇川町中野259番地１
債務者　横井　孝夫
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４３２号
大津市坂本５丁目29番７号
債務者　村上　行隆
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４４０号
滋賀県湖南市石部南１丁目１番59―302号
債務者　奈良ゆかり
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４５８号
大津市朝日が丘１丁目24番16―402号
債務者　田ノ口智美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４６４号
滋賀県野洲市妙光寺71番地タカラコーポラス参番館101号
債務者　國松　雅子（旧姓高尾）
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第４８２号
大津市瀬田１丁目14番３号、前住所大津市三大寺６番Ｃ―301号
債務者　田辺　佑美
1　決定年月日時　平成22年10月21日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年12月20日まで
大津地方裁判所民事部